

○経済産業省告示第十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百七十七号（外国為替令第六条第五項の經濟産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年一月二十二日

經濟産業大臣 林 幹雄

第二号中「及びイランを原産地又は船積地域とする輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふつ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物の輸入」を削る。

附 則

平成二十二年経済産業省告示第百九十七号（外国為替令第六条第五項の經濟産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入の一部を改正する件）の一部を次のように改正する。
附則中「及び」を「以外の」に改める。